

奈良工業高等専門学校「システム創成工学」  
教育プログラム統括会議規程

平成16年6月1日制定

令和2年1月16日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）における日本技術者教育認定機構の技術者教育認定審査受審に関する規程第2条第2項の規定に基づき、本校に「システム創成工学」教育プログラム統括会議（以下「プログラム統括会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 プログラム統括会議は、「システム創成工学」教育プログラム（以下「教育プログラム」という。）の教育システムの運用状況を統括・精査し、継続的教育改善に関することを審議する。

(他委員会との連携)

第3条 プログラム統括会議のもとにプログラム教学委員会、プログラム達成評価委員会及びプログラム教育改善委員会を置き、専攻科委員会、教務委員会並びに運営会議とも連携し、教育プログラムの運用上の改善に努めるものとする。

2 プログラム教学委員会、プログラム達成評価委員会及びプログラム教育改善委員会に関する事項は、別に定める。

3 プログラム統括会議は、教育プログラムの運用と教育改善に係る重要事項を運営会議に提案し、改善事項の実施について、プログラム教学委員会、プログラム達成評価委員会、プログラム教育改善委員会及びその他の委員会に指示する。

(組織)

第4条 プログラム統括会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 校長

二 プログラム責任者

三 教務主事

四 専攻科長

五 プログラム教学委員会委員長、プログラム達成評価委員会委員長及びプログラム教育改善委員会委員長

六 事務部長

2 プログラム責任者は、原則、専攻科長をもって充てる。ただし、校長が指名する者をもって充てることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 プログラム統括会議に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 プログラム統括会議に副委員長を置き、プログラム責任者をもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第6条 プログラム統括会議が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 プログラム統括会議に関する事務は、学生課で行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、プログラム統括会議に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月1日から施行し、平成17年4月1日から実施する。

2 この規程の実施までの間、プログラム統括会議の業務はJ A B E E 対応室が行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年6月15日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年1月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。